

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所業務部コンテナ貨物担当
部署の業務内容	海上コンテナ貨物詰め植物類(在日米軍が輸入する植物類を含む)の輸入検疫に関すること、専用船積み木材の輸入検疫に関すること

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・外来者への声掛け、挨拶の励行は、徐々に浸透しつつあるものの全職員に及んでいない。再認識と徹底が必要。 ・照会者等に対し親切、丁寧、迅速に回答する上での効果的な情報源とするため、照会対応事例をPPS-LAN上に記録し情報を共有化するシステムの運用を本年1月から管内で開始。これまでに、効率的な運用に向けて次の改善作業を行った。本年10月、「問合せシステム」への記載方法等の意見募集及び正確に記録を残すための運用ルールを策定。同11月、仮運用ルールの修正及びPPS-LAN上のシステムへの登録を想定した新記録様式の作成。同12月、管内のPPS-LANへの本システムのリリースを受け、使い勝手を点検しつつ電子的な登録を開始。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	対応の方法は明文化されていないが、苦情等については、基本的に統括植物検疫が対応し、案件に応じて関係部署との連携をとりながら対応している。今後、明文化する必要があると考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	通達等の改正については、Jその都度ホームページへの掲載や関係団体を通じて周知を行っている。関係者への説明が必要と判断された場合には、適宜説明会を開催している。また、植物検疫への理解を深めていただくために、毎年4月と10月に植物検疫啓発適正化強化月間を設定し意見交換を行っている。今後は参加者のニーズを把握するためにアンケートを実施する等の方策を取り入れる必要があると考えている。また、発見害虫に関する照会があった際には、デジタル写真や発見害虫の生態等に関する資料を照会者に送付し、電話、メール等により分かりやすく説明している。来訪者に対しては、顕微鏡やデジタル画像(動画)等を用いて説明を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	植物検査で検疫有害動植物が発見された場合には、植物防疫法の規定により輸入者に対して消毒又は廃棄等の措置を命じなければならない。その場合、輸入関係者（輸入者、通関代理店、荷役業者、くん蒸業者、倉庫業者等）、消費者、農業生産者等の利害に影響する場合は考えられる。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	植物検疫では、農作物等の植物類を加害する検疫有害動植物（病害虫）が輸入植物に付着して我が国に進入しないように植物検査を行っている。これらの有害な病害虫が侵入・蔓延した場合は、農作物等に多大な被害を及ぼすことになるので、植物検疫は農作物の安定供給の面で食の安全・安心に関わっているといえ、適正な検疫の実施に向けた取組みが重要と考えている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	植物の輸入検査の適正化をはかるため本省消費・安全局植物防疫課の指示に基づき、輸入検査における関係法令、通達の遵守状況を確認するための業務点検を平成20年6月に行った。また、本年10月、植物防疫所が行う植物検疫適正化強化月間において同様の業務点検（検査の実施状況、検査記録、消毒・廃棄業務等の確認）を行った。検査記録の一部に記載不備事例が認められたため、問題点を洗い出し改善策を講じた。しかしながら、今後もヒューマンエラーに伴う記載不備事例が起こりえることから、検査官によるダブルチェックの励行と上司による適宜の抜き打ち調査を実施することとした。また、検査で発見された検疫有害動植物についての的確迅速な合否判定を行うために、担当内において植物防疫官の技術研修を継続的に実施したほか、引き続き同定指標の作成を行った。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているもののうち、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			